令和５年度山形県日本語ボランティア育成支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第１条　知事は、在住外国人の日本語学習意欲に対応できるサポート体制を強化するため、次条に掲げる要件に該当する法人その他の団体（以下「団体等」という。）が、在住外国人に日本語学習支援を行う日本語ボランティアを育成する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年８月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で団体等に対し補助金を交付する。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付を受けることができる団体等は、次の各号に該当するものとする。

1. 在住外国人を対象とする日本語教室を開設するなど、在住外国人支援を行って　いること。
2. 組織の運営に関する規約（定款、会則等）を有し、かつ代表者が明らかであること。
3. 会計経理が適正に行われていると認められること。

２　前項の要件を満たす場合でも、次の各号のいずれかに該当する団体等については、補助金を交付しない。

（１）暴力団及びその関係者

（２）宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの

（３）その他本事業の適正な実施が困難と認められるもの

（補助事業等及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表１に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第４条　規則第５条の規定による交付金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１）事業計画書（様式第１号）

（２）収支予算書（様式第２号）

（３）団体等の規約、構成員名簿、役員名簿

（４）その他知事が必要と認める書類

２　団体等は、前項の補助金の交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

３　知事は、補助金交付申請書を受理した場合、速やかに別表２の審査基準に従い審査し補助金の交付額を決定するものとする。なお、補助金は県の予算の範囲内で交付するため、申請が多数の場合、不採択又は減額して採択となる場合がある。

（申請の取下げ）

第５条 団体等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第６条　規則第７条第１項第１号に定める軽微な変更は、補助金の増額又は３割を超える減額を伴う変更以外の変更とする。

２ 規則第７条第１項第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

３ 規則第７条第１項第１号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を提出しなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第７条　団体等は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第７条第１項第２号の規定により、事業遂行状況報告書（様式第５号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　規則第14条に規定する補助事業実績報告書（規則別記様式第２号）の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和６年３月20日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１）事業成績書（別記様式第６号）

（２）収支精算書（別記様式第２号）

（３）事業実施に伴う証拠書類（帳簿、領収書等）の写し及び事業実施状況写真データ

（４）その他知事が必要と認める書類

２　団体等は、実績報告書の提出に当たり、第４条第２項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

（支払い）

第９条　補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

２　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払が必要な理由を記載した概算払請求書（様式第７号）を提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条　団体等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した団体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第８号により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿の備付等）

第11条　規則第21条に定める帳簿等の保管期間は、令和６年度から５年間とする。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年６月27日から施行する。

別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 補助対象経費 | | 補助金の額 |
| 日本語ボランティアを育成するための研修等の開催 | 報償費 | 当該事業の実施に必要な講師等に係る謝金 | 補助対象経費の10分の10に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額 |
| 旅費 | 当該事業の実施に必要な旅費及び講師旅費 |
| 需用費 | 当該事業の実施に必要な次の経費  　印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷費）  　消耗品及び物品購入費 |
| 役務費 | 当該事業の実施に必要な通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）、手数料、通訳及び翻訳に係る費用 |
| 使用料及び賃借料 | 当該事業の実施に必要な会場、物品等の使用料及び賃借料 |

　※１　消耗品及び物品購入費は、単価５万円未満の物品の購入等に係る費用とする（単価が５万円を超えるものは不可）。

　※２　補助対象経費の欄にない経費（団体等職員の人件費、飲食に係る経費等）及び他の補助金の対象となる経費については補助対象としない。

※３　交付決定日以降に実施した事業、支出した経費が補助対象となること。

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 評価の観点 | 評点 |
| 事業趣旨への合致性 | 事業の趣旨に合致しているか | 事業趣旨への適合度 | ５ |
| 波及性 | 参加者募集のために複数の広報媒体を活用しているか | 参加者募集方法の工夫の有無 | ５ |
| 幅広く参加者を募っているか |
| 実現性 | 実行可能な回数と内容、スタッフ体制となっているか | 計画の具体性の有無  経費積算の適格性 | ３ |
| 新型コロナで集合形式での事業実施が困難な場合の代替措置を検討しているか | 危機管理手法の有無 |
| 独自性 | 日本語を教えるスキル以外の事業内容があるか | やさしい日本語に関する項目の有無 | ４ |
| 多文化共生の推進に関する項目の有無 | ４ |
| 事業完了後の参加者サポート | 事業実施後、参加者への活動支援予定があるか | 日本語教室開設の有無  サポーターなど登録制度の有無 | ４ |
| 満点 | | | 25 |
| 事業採択基準点 | | | 10 |

（注）１ 評点採点基準は別途審査要領に定める。

２ 原則として、事業採択基準点を超えたものから採択する。